

# (ちょっと気になる豆知識情報) 印紙を貼るのはどんな時、よ〜く考えて!

## 領収書等の印紙税の基礎知識

領収書や、金銭又は有価証券の受取書は、印紙税額一覧表の第17号文書に該当し、印紙税が課税されます。受取書とは、金銭等を受け取った事実を証明するために作成し、その支払者に渡す証拠書類のことです。「領収書」「レシート」「受取書」「預り書」などの他、「代済」「了」「相済」と記入した請求書や納品書、「お買上票」なども該当します。

印紙税は、売上代金か、売上代金以外かによって異なります。

### ①売上代金の受取書

資金を譲渡したり、使用させることの対価をいい、例えば、商品の売上代金、事業用資産の売却代金、不動産の賃貸料、事務機器等のリース料などが該当します。又商品券や電子マネーで商品代金の支払いを受けた場合は、金銭又は有価証券の受取書となり、印紙税が課税されることになります。

### ■売上代金の受取書の場合

記載金額		税額
5万円未満		非課税
5万円以上	100万円以下	200円
100万円超	200万円以下	400円
200万円超	300万円以下	600円
300万円超	500万円以下	1,000円
500万円超	1,000万円以下	2,000円

※記載金額が1,000万円超は、印紙税額一覧表で確認ください。

### ②売上代金以外の受取書

本来的に売上代金に該当しないもの(保険金や借入金の受領、損害賠償金の受領など)と、印紙税法上、売上代金の範囲から除外しているもの(保険料、公社債の利子、有価証券の譲渡対価など)が該当します。印紙税額は、記載金額が5万円以上であれば一律200円です。

### ③営業に関しない受取書(非課税)

印紙税における「営業」とは、旧商法における商人の範囲を意味しており、「法人」については配当ができるか否かという点を基本に「営業になるか、否か」を判断します。

#### 【「営業者」から除かれるもの】

- 医師、歯科医師、弁護士、税理士・公認会計士などの行為
- 店舗などの設備がない農業、林業又は漁業を行っている者が自分の生産物を販売する行為
- 公益社団法人、公益財団法人の行為
- 一般社団法人、一般財団法人で定めにより利益の配当や分配ができないものの行為
- 人格のない社団で非営利事業に関して作成する受領書
- 個人で、事業を離れた私的日常生活に関するもの
- 個人として、自己所有の不動産を売却する行為
- ★ Web上で電子発行された領収書は、紙の文書に該当しない為に非課税となります。
- ★ クレジットカード決済の場合は、信用取引による売買となる為、印紙は不用です。

